

読者の皆様

訂正とお詫び

『新版 建設業の労働災害に伴う4大責任』の記載に誤りがございました。
深くお詫び申し上げますとともに、以下の通り訂正いたします。

該当箇所	誤	正
8ページ 上12行目	建設業法第24条の6	建設業法第24条の7
同 上18行目	3500万以上であれば主任技術者の選任が必要である	3500万円以上であれば主任技術者の専任が必要である
同 上21行目	建設業法第26条の3	建設業法第26条の4
9ページ 上7行目	告知	告示
10ページ 上6行目	第24条の6	第24条の7
11ページ 下1行目	基発第678号	基発第687号
34ページ 上13行目	期間の制限	期間の消滅時効
57ページ 下2行目	第45条の違反行為	第47条(第50条、第52条)の違反行為
62ページ 下4行目	最終改正平成26年3月19日国地契第97号	最終改正令和2年12月25日国会公契第22号
同 下3行目	P145	P144
同 下2行目	最終改正平成26年3月19日国地契第99号	最終改正令和2年3月30日国地契第78号
113ページ 図内	通行人 2名負傷	通行人 2名死傷
同 下1行目	運転適正の把握も！	運転適性の把握も！
131ページ 表内上20行目	情を知って、無許可業者、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結し、政令で定める金額(3,000万円以上、建築一式工事にあつては4,500万円)以上となる下請契約につき特定建設業者以外の者と下請契約を締結した場合	情を知って、無許可業者、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結した場合

資料6 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」	136ページ 上3行目	最終改正 平成26年3月19日 国地契第97号	最終改正 令和2年12月25日 国会公契第22号
	138ページ 上6行目	課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害	課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害
	同上9行目-10行目	独占禁止法第7条の2第8項	独占禁止法第7条の3第2項
	同上14行目-15行目	独占禁止法第7条の2第7項	独占禁止法第7条の3第1項
	139ページ 上5行目	部局長は、第1項若しくは	部局長は、第1第1項若しくは
	140ページ 表内上10行目	(かしが軽微であると認められるときを除く。)	(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))が軽微であると認められるときを除く。)
	140ページ 表内上14行目	かしが重大であると認められるとき。	契約不適合が重大であると認められるとき。
資料7 「工事請負契約の運用に係る指名停止等の措置要領」	142ページ 表内上段	独占禁止法違反行為違反行為	独占禁止法違反行為
	144ページ 上3行目	最終改正 平成26年3月19日 国地契第99号	最終改正 令和2年3月30日 国地契第78号
	145ページ 上20行目	粗雑工事のかしの重大性	粗雑工事の契約不適合の重大性
	145ページ 上21行目	かしが重大であると	契約不適合が重大であると

読者の皆様、関係者の皆様にお詫びを申し上げますとともに訂正いたします。